

香芝市告示第 1 3 1 号

令和 6 年度国民健康保険料督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、国民健康保険法（昭和 3 2 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条の規定により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。なお、当該書類は、当市健康福祉部国保医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

また、国民健康保険法第 7 8 条の規定により準用する地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

令和 7 年 5 月 2 7 日

香芝市長 三橋 和史

送達を受けるべき者

表略